

令和2年 第5回

佐野市農業委員会総会議事録

## 佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年5月26日（火）午後1時30分から午後3時10分まで
2. 開催場所 佐野市役所本庁舎 7階委員会室
3. 出席委員 (14人)

会長	16番	杉山 忠
委員	1番	志賀喜一
委員	2番	川上美由紀
委員	3番	遠藤 宏
委員	5番	新井 勉
委員	6番	立川勝美
委員	7番	松本信行
委員	8番	島田俊行
委員	9番	立川久恵
委員	10番	本島光雄
委員	11番	谷 正雄
委員	13番	相場重雄
委員	14番	島田一男
委員	15番	小堀和彦
4. 欠席委員 (1人)

委員	4番	澁江修身
----	----	------

## 5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号について

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第6号までについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願について

議案第6号 佐野市農用地利用集積計画の決定について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 小野 勉

農地調整係 参事 磯部高志

係長 飯島浩之

主査 飯塚康夫

主事 小松崎梨菜

主事補 柿沼誠一郎

## 7. 会議の概要

事務局長

ただいまから、令和2年第5回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。

議長

開会に先立ち、事務局長をして本日の出席委員数の報告をさせます。事務局長、お願いします。

事務局長

はい、事務局長、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、14名でございます。なお、佐野市農業委員会総会規則第4条による届出のあった欠席委員は、議席番号4番 澁江修身委員の1名でございます。以上でございます。

議長

ただいま、事務局長の報告のとおり、出席委員数は14名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。  
ただいまから、令和2年第5回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、「会期の決定について」でございますが、本日1日としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、「議事録署名委員の指名について」であります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号7番 松本信行委員、議席番号15番 小堀和彦委員のご両名を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、「会議書記の指名」を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の飯塚康夫主査、小松崎梨菜主事を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号であります。

報告第1号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」事務局より報告をさせます。

事務局

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和2年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第6号まででございます。

まず、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第1号の説明をさせます。

事務局

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次

のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

続きまして、現地調査の結果を報告いたします。

3条570番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.5km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター、管理機各1台、刈払機2台を所有しております。農作業従事人数は2人、従事日数は210日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条571番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は5km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条572番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は2km、所要時間は5分です。大農機具の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン各1台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は180日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきまして、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条573番 契約内容は、賃借権の設定2年。対価は〇〇円です。申請地までの距離は3km、所要時間は10分です。大農機具の所有状況は、

トラクター、コンバイン、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は150日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条574番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は3km、所要時間は30分です。大農機具の所有状況は、トラクター2台、コンバイン、田植機、乾燥機各1台を所有しております。農作業従事人数は1人、従事日数は300日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

3条575番 契約内容は、売買による所有権の移転。対価は〇〇円です。申請地までの距離は0.02km、所要時間は1分です。大農機具の所有状況は、トラクター、コンバイン、田植機各1台を所有しております。農作業従事人数は3人、従事日数は420日です。

検討事項7項目につきましては、5番につきましては、許可後の耕作面積は下限面積に達しますので、該当しません。また、7番につきましては、現地調査を地区担当の委員にお願いいたしまして、結果「問題なし」とのことですので、こちらも該当しません。その他5項目につきましては、審査の結果、すべて該当いたしませんので、総合意見としては許可相当と思われま

議長

事務局の説明が終わりました。これより議案第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第1号については、申請のとおり指定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第1号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

議案第2号「農地法施行規則第29条第1号該当証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第2号の説明をさせます。

事務局

議案第2号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和2年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第2号について、調査班、お願いします。

調査班

規則29条32番について報告します。

本願出は、農業用倉庫の敷地として利用するため、規則第29条第1号の該当証明をしていただきたいという案件です。

まず、「願出に係る事項」ですが、願出地は、農業振興地域整備計画においては「農用地」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、願出地はすでに「宅地」として利用されており是正の案件のため始末書の提出があります。東は「田」、西は「用悪水路」、南は「田」、北は「田」です。排水計画は、「雨水のみで敷地内浸透」です。

農地法に基づく検討状況ですが、転用面積が「2a未満」で、転用目的が自己の耕作のための「農業用倉庫」であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われま

す。以上のようなことから、現地調査班の意見は「証明できる」と思われま

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第2号については、願いのとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第2号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第3号の説明をさせます。

事務局

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和2年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号について、調査班、お願いします。

調査班

4条123番について報告します。

本申請は、工場敷地として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「山林」、西は「山林」、南は「雑種地」、北は「認定外道路幅員1m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透施設へ接続。雨水は、敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「工場敷地」としての敷地拡張であり、不許可の例外事由である農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存の施設の敷地拡張に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

4条124番について報告します。

本申請は、養鶏場として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該



当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「認定外道路幅員 3 m」、西は「雑種地」、南は「田」、北は「認定外道路幅員 1 m」です。排水計画は、「敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農振農用地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。なお、令和〇年〇月〇日付で告示され、用途区分が農地から農業用施設用地へ変更されております。立地基準は、転用目的が「養鶏場」ですので、農用地区域内の農地の不許可の例外事由の 1 つである、農地法第 5 条第 2 項ただし書き農用地 区域内の農地を農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 4 項に規定する用途に該当すると思われま。一般基準は、2 番から 1 1 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。以上、ご審議をお願いいたします。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第 3 号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第 3 号については、転用に係る面積が 3 0 a 以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第 3 号については、転用に係る面積が 3 0 a 以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 4 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局をして議案第 4 号の説明をさせます。

事務局

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和 2 年 5 月 2 6 日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第4号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第4号について、調査班、お願いします。

調査班

5条719番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「水路」、西は「田」、南は「田」、北は「市道幅員8m」です。排水計画は、「公共下水道へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第3種農地」に該当し、許可の基準は「原則許可できる」です。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条720番について報告します。

本申請は、工場敷地として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「山林」、西は「雑種地」、南は「山林」、北は「認定外道路幅員2m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透施設へ接続。雨水は、敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「工場敷地」としての敷地拡張であり、不許可の例外事由である農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存の施設の敷地拡張に該当すると思われます。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5条721番について報告します。

本申請は、買い受け法人の工場敷地として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画に

においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「宅地」、西は「畑」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「資材置場」としての敷地拡張であり、不許可の例外事由である農地法施行令第11条第1項第2号ハの既存の施設の敷地拡張に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

5条722番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員6m」、西は「原野」、南は「畑」、北は「畑」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

5条723番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「原野・畑」、西は「市道幅員10m」、南は「田」、北は「認定外道路幅員2m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替

地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

5条724番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備設置のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「畑・市道幅員10m」、南は「認定外道路幅員2m」、北は「山林」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第2種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第5条第2項第2号「代替地がない場合」に該当し、農水省農村振興局長通知の内容に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

5条725番について報告します。

本申請は、農業用施設として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地」に該当し、都市計画区域においては「区域外」に該当します。なお、令和〇年〇月〇日付で告示され、用途区分が農地から農業用施設用地へ変更されております。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「市道幅員9m」、西は「認定外道路幅員2m」、南は「田」、北は「田」です。排水計画は、「敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農振農用地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。なお、令和〇年〇月〇日付で告示され、用途区分が農地から農業用施設用地へ変更されております。立地基準は、転用目的が「農産物直売所」ですので、農用地区域内の農地の不許可の例外事由の1つである、農地法第5条第2項ただし書き「農用地区域内の農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する用途」に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。

す。

5条726番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「畑」、西は「市道幅員5m」、南は「畑」、北は「畑」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、浸透施設へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第1種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第33条第4号の集落接続に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。す。

5条727番について報告します。

本申請は、養鶏場として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「認定外道路幅員3m」、西は「水路・田」、南は「田」、北は「認定外道路幅員1m」です。排水計画は、「敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「農振農用地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。なお、令和〇年〇月〇日付で告示され、用途区分が農地から農業用施設用地へ変更されております。立地基準は、転用目的が「養鶏場」ですので、農用地区域内の農地の不許可の例外事由の1つである、農地法第5条第2項ただし書き「農用地区域内の農地を農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する用途」に該当すると思われま。一般基準は、2番から11番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま。す。

5条728番について報告します。

本申請は、保育園建設のため転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に

該当します。周辺の状況は、申請地は「田」、東は「認定外道路幅員 2 m」、西は「市道幅員 11 m」、南は「田」、北は「認定外道路幅員 2 m」です。排水計画は、「公共下水道へ接続。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第 2 種農地」に該当し、許可の基準は「周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可」です。立地基準は、農地法第 5 条第 2 項第 2 号「代替地がない場合」に該当します。一般基準は、2 番から 11 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5 条 7 2 9 番について報告します。

本申請は、太陽光発電設備として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「田・畑」、東は「認定外道路幅員 2 m」、西は「田」、南は「雑種地」、北は「認定外道路幅員 3 m」です。排水計画は、「雨水のみ敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第 3 種農地」に該当し、許可の基準は「原則許可できる」です。一般基準は、2 番から 11 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われます。

5 条 7 3 0 番について報告します。

本申請は、一般住宅として転用したいという案件です。

まず、「申請に係る事項」ですが、申請地は、農業振興地域整備計画においては「農用地外」に該当し、都市計画区域においては「調整区域」に該当します。周辺の状況は、申請地は「畑」、東は「市道幅員 8 m」、西は「畑」、南は「畑」、北は「宅地・認定外道路幅員 1 m」です。排水計画は、「合併浄化槽で処理後、道路側溝へ放流。雨水は敷地内浸透」です。

次に「農地転用許可基準に基づく検討状況」ですが、農地の区分は「第 1 種農地」に該当し、許可の基準は「原則不許可」です。立地基準は、転用目的が「一般住宅」であり、不許可の例外事由である農地法施行規則第 3 3 条第 4 号の集落接続に該当すると思われま。一般基準は、2 番から 11 番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は「許可相当」と思われま

す。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより、議案第4号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。727番と728番は、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会の意見聴取を行うこととし、727番と728番以外は、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、727番と728番は、転用に係る面積が30aを超える案件でありますので、許可相当と決定し、栃木県農業会議常設審議委員会の意見聴取を行うこととし、727番と728番以外は、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号「非農地証明願について」を議題といたします。事務局をして議案第5号の説明をさせます。

事務局

議案第5号 非農地証明願について、次のとおり証明願がありましたので、意見を求めます。

令和2年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第5号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。なお、本件については、調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第6号について、調査班、お願いいたします。

調査班

非農地447番について報告いたします。

願出地の状況は、宅地として利用されております。願出地の東と北は畑

ですが、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成6年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地448番について報告いたします。

願出地の状況は、工場敷地として利用されています。願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地449番について報告いたします。

願出地の状況は、工場敷地として利用されています。願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われます。

非農地450番について報告いたします。

願出地の状況は、工場敷地として利用されています。願出地の周囲には農地が無いため、営農に支障はないと思われます。願出地は農用地以外であり、20年以上非農地であることを証明する資料として、平成5年撮影の空中写真撮影記録証明書が添付されています。

また、願出地は人為的に転用行為が行われており、非農地証明は妥当であると思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第5号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第5号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第5号は、願いのとおり証明することに決定いたしました。



次に、議案第6号「佐野市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局をして議案第6号の説明をさせます。

事務局

議案第6号、佐野市農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、佐野市長から決定の依頼がありましたので意見を求めます。

令和2年5月26日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第6号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。ここで、審議に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。利用権設定関係の114番、123番、171番について、議席番号11番 谷 正雄委員が議事参与の制限に該当します。議案を分割して質疑させていただきますので、ご了承願います。

議案第6号 利用権設定関係の114番、123番、171番について審議します。谷 正雄委員の退室をお願いします。

(谷 正雄委員 退室15:07)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号 利用権設定関係の114番、123番、171番については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号 利用権設定関係の114番、123番、171番については、計画のとおり承認することに決定いたしました。谷 正雄委員の入室をお願いします。

(谷 正雄委員 入室15:08)

次に議案第6号 利用権設定関係の114番、123番、171番以外の案件及び所有権移転関係について審議します。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。お諮りいたします。議案第6号 利用権設定関係の114番、123番、171番以外の案件及び所有権移転関係については、計画のとおり承認することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。よって、議案第6号 利用権設定関係の114番、123番、171番以外の案件及び所有権移転関係については、計画のとおり承認することに決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和2年第5回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

15時10分閉会